

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
(座間市立野台地域包括支援センター)
(座間市社協訪問看護ステーション)
(座間市社協居宅介護支援事業所)

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待（以下「虐待」という。）は、高齢者の尊厳と人格に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、これを未然に防ぐためには厳格な手段が必要である。

座間市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護を最優先と位置づけ、虐待が疑われる高齢者に対しては迅速で適切な対応を取り、その尊厳を確実に守り、安心できる生活環境を提供するとともに、虐待を人権侵害および犯罪と捉え、高齢者虐待防止法に基づいて禁止・予防・早期発見を着実に実践するために、この指針を策定し、全職員はこれを遵守しながら業務につとめるものとする。

2 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、次のとおりとする。

(1) 養護者による虐待

養護者が高齢者に対して行う次に掲げる行為とする。

1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など擁護を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者から財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 職員による虐待

職員が利用者に対して行う次の各号の行為とする。

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用の財産を不当に処分することその他当該利用者から財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 設置の目的

事業所は虐待防止および早期発見に組織的に取り組むとともに、虐待及び虐待と疑われる事案が発生した場合は再発を確実に防止する為の対策を検討することを目的に「高齢者虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成委員及び開催、審議事項について

別紙「社会福祉法人座間市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱」に準ずる。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、利用者の権利擁護及び高齢者虐待防止に関する認識を深めることが出来るよう職員研修を以下のとおり実施する。

1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

2) 新任職員への研修の実施（採用後3か月以内）

(2) 職員研修の開催は虐待防止に関する外部研修等への参加にかえることができる。

(3) 事業所は前2号の研修に職員を積極的に参加させるよう努めなければならない。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応を行うものとする。

(1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けたときには、本指針に基づき適切に対応する。

(2) 虐待等が発生した場合（疑いを含む）は、速やかに座間市 長寿支援課（以下「市」と

いう。)に通報するとともに、緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、事業所の定める職員就業規程に則り、厳正に対処する。
- (4) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

6 虐待等に関する相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、高齢者虐待防止担当者（以下「担当者」という。）を置き、次のとおり対応するものとする。

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 担当者は、受付記録を作成し管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 管理者は、担当者からの報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は速やかに市へ通報し、市の行う事実確認に協力する。
- (4) 管理者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

7 成年後見制度の利用支援について

事業所は、利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、座間市成年後見利用促進センター、社会福祉協議会、身元引受人等と連携し適切な相談窓口につながるように支援に努める。

8 虐待等に係る苦情解決方法について

事業所は、既に置かれている苦情受付担当者とともに苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。

- (1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。苦情受付担当者が管理者の場合には上席（以下「上席等」という。）へ報告する。
- (2) 苦情受付担当者は、上席等に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。
- (3) 上席等および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

(4) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に文書の掲示を行う。また、座間市社会福祉協議会ホームページにも公にも掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 職員が養護者による虐待を発見した場合又は担当者が養護者による虐待に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応する。
- (3) 事業者は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
 - 1) 利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
 - 2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市町村に通報を行う。
 - 3) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - 4) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。